

# 学校伝染病等に係る登校・登園に関する意見書

氏名 (男・女)  
生年月日 平成 年 月 日

■下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれ  
がきわめて少なくなったので、 月 日以降の登校・登園が可能であると判断しました。

第1種伝染病  ( ) [治癒]

- 第2種伝染病  インフルエンザ(A型・B型) [発症後5日を経過し、かつ解熱後2日(幼児3日)経過]  
 麻疹 [解熱後3日経過]  水痘 [すべての発疹の痂皮化]  
 風しん [発疹消失]  
 流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹発現後5日を経過、全身状態良好]  
 咽頭結膜熱 [主要症状消退後2日経過]  
 百日咳 [特有の咳消失・5日間抗菌性物質製剤治療終了]  
 結核 [感染のおそれなし]  髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]

第3種伝染病 [感染のおそれなし]

- 腸管出血性大腸菌感染症 (※1)  
 流行性角結膜炎  急性出血性結膜炎  
 コレラ  細菌性赤痢  腸チフス  パラチフス  
(※1) 便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である。

第3種その他の伝染病 [①~④は出席停止により感染拡大防止効果があるもの]

- ①A群溶血性連鎖球菌咽頭炎 (溶連菌感染症)  
 ②アデノウイルス感染症  
 ③感染性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによる)  
 ④急性細気管支炎 (主としてRSウイルス感染によると考えられるもの)  
[その他、個人の療養効果を重視した感染症]  
マイコプラズマ感染症・異型肺炎・単純ヘルペス歯肉口内炎・带状疱疹・( )

■いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、  
現時点での登校・登園は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便 この24時間以内に複数回の嘔吐 原因不明の発疹  
よだれを伴う口内痛・口内炎 発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛  
がんこな咳嗽 唾液腺の腫大

■その他の意見:

平成 年 月 日

医療機関名:  
診察医師(診察した医師に限る):